

事業の流れ

道路の確認

都市計画区域内であり、幅員4m未満の道路（建築基準法42条第2項道路）であるかの確認をして下さい。判らない場合は市役所建設課建築係にご相談下さい。

事業説明

本庁建設課建築係にて、事業内容・手続きの流れなどを説明いたします。

境界線 後退線等の画定

申請を行う前に、境界線・後退線等の画定を行って下さい。

後退用地等 整備事前協議

工事を行う前に、後退用地等整備事前協議を行って下さい。様式は市役所建設課建築係にあります。

申請

寄附や無償使用などの手続きを行います。後退用地等寄附申請書に必要書類を添付の上、市役所建設課建築係へ提出して下さい。

権限取得 報奨金の交付

支障物件の除却後並びに登記完了後、報奨金の交付をします。

後退用地の 整備

道路整備を行う状態になりましたら、道路整備を行いますので後退用地整備依頼書を提出して下さい。